

令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）（以下「交付金」という。）の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の交付の目的）

第2条 交付金は、障害者学生の積極的な雇用を促すとともに、新たな雇用により市内事業者の事業拡大を支援することを目的として予算の範囲内において交付するものである。

（用語の意義）

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第99条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

(2) 障害者学生 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 大学等に在籍している18歳以上の者であって身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳を所持している者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に規定する就労継続支援A型事業所の利用者で

ない者

- (3) 市内事業者 個人事業主又は次のいずれにも該当しない法人であって、市内に事業所を有するものをいう。

ア 国

イ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 44 条第 1 項に規定する特例子会社

エ つくば市が出資し、又は財政的援助その他の援助を与えている法人又は団体（交付対象者）

第 4 条 交付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する市内事業者とする。

- (1) 令和 7 年 1 月 14 日以降に、雇入れの日以前から市内に在住する障害者学生を従業員として新たに雇い入れ、第 6 条の交付の申請時の前 2 月の賃金にかかる労働時間を当該期間の日数で除し 7 を乗じて得られた時間（以下「1 週間あたりの平均労働時間」という。）が 1 時間以上となるよう勤務させている者

- (2) 市税の滞納がない者

- (3) 次に掲げる事項を誓約する者

ア 前号の従業員であって第 6 条の交付の申請に係るもの（以下「対象障害者学生」という。）の雇入れの日の前日から過去 1 年間に、当該対象障害者学生と同一人を雇用していないこと。

イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等又は同条第 4 号の 2 に規定する親会社等において、対象障害者学生の雇入れの日の前日から過去 1 年間に、当該対象障害者学生と同一人を雇用していないこと。

ウ 対象障害者学生が、自身（法人にあつては代表者及び役員）の 3 親等以内の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条第 1 号に規定する血族のうち 3 親等以内の者、同条第 2 号に規定する配偶者及び同条第 3 号に規定する姻族をいう。）でないこと。

エ 対象障害者学生が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者のうち登録型派遣労働者でないこと。

オ 対象障害者学生が勤務する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

カ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

キ つくば市暴力団排除条例（平成 23 年つくば市条例第 29 号）第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他の労働関係法令等及び事業許可等に係る法令等を遵守していること。

ケ 申請内容について、労働基準監督署をはじめとする関係機関に情報提供することに同意すること。

コ 交付対象者の市税の納税状況について照会することに同意すること。

サ 市長が行う雇用施策等に関する調査等に協力すること。

（交付金の額）

第 5 条 交付金の額は、別表第 1 に定める額とする。

（交付金の交付の申請）

第 6 条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「いばらき電子申請・届出サービス」の申請フォームに次の各号に掲げる必要事項を記入し、別表第 2 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請者の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名（法人の場合に限る。）

（2）申請者の住所、氏名（個人の場合に限る。）

（3）別表第 1 に掲げる区分毎の対象障害者学生の人数

（4）交付申請額

（5）申請者に係る次に掲げる書類

ア 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）（申請日以前 90 日以内に発行されたものに限る。）

イ 市内に事業所を有することが確認できる書類

ウ 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前 30 日以内に発行されたものに限る。）

(6) 対象障害者学生に係る次に掲げる書類

ア 学生であることを証する書類

イ 市内在住であることが確認できる書類

ウ 労働条件が確認できる書類

エ 申請時の前 2 月の賃金額及び労働時間が確認できる書類

オ 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の写し

2 交付金の申請期限は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日までとする。

（申請に係る対象障害者学生の制限）

第 7 条 申請者が既に交付金の交付の決定を受けている場合、当該決定の申請に係る対象障害者学生と前条の交付の申請に係る対象障害者学生を同一とすることができない。

2 申請者が既に令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者一般型）の交付の決定を受けている場合、当該決定の申請に係る従業員と前条の交付の申請に係る対象障害者学生を同一とすることができない。

3 申請者が既に 2 名の対象障害者学生について交付金の交付を受けている場合、前条の交付の申請をすることができない。

（申請内容の補正及び申請の取下げ）

第 8 条 市長は、第 6 条による申請内容に不備があるときは、申請者に補正を命じる

ことができる。

- 2 申請者は前項の規定による補正を命じられたときは、15 日以内に行わなければならない。
- 3 市長は、前項の補正期間中に申請者による補正が行われなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすことができる。

(交付金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付決定通知書（様式第1号）により、交付金を交付しないことを決定したときは令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定通知書には、次の各号に掲げる交付条件を付するものとする。
 - (1) 市長が交付金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 対象障害者学生の雇用内容を明確にするため、雇用の状況がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
 - (3) 令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項の規定に基づき、市長が交付金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (4) 令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項の規定を遵守すること。
 - (5) 市長が行う雇用施策等に関する調査等に協力すること。

(交付金の請求)

第10条 前条第1項の規定による交付金の交付の決定を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付金の交付の請求があったときは、速やかに当該交付金を交付するものとする。

(交付金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による交付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。
- (2) 誓約した事項と事実とに相違があることが判明したとき。
- (3) 第9条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消したときは、令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付決定取消通知書（様式第4号）により当該者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付金の決定を取り消した場合において、当該交付金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分		交付額
対象障害 者学生の 1週間あ たりの平 均労働時 間	5時間以上	1人につき上限 2万5千円
	4時間以上5時間未満	1人につき上限 2万円
	3時間以上4時間未満	1人につき上限 1万5千円
	2時間以上3時間未満	1人につき上限 1万円
	1時間以上2時間未満	1人につき上限 5千円

別表第 2（第 6 条関係）

	必要な添付書類
申請者に係る書類	(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。） （申請日以前 90 日以内に発行されたものに限る。） (2) 市内に事業所を有することが確認できる書類
対象障害者学生に係る書類	(1) 学生であることを証する書類 (2) 市内在住であることが確認できる書類 (3) 労働条件が確認できる書類 (4) 申請時の前 2 月の賃金額及び労働時間が確認できる書類 (5) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の写し

様式第 1 号（第 9 条関係）

第 号

年 月 日

様

つくば市長

令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）について、下記のとおり交付することを決定したので、令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項第 9 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 市長が交付金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 対象障害者学生の雇用内容を明確にするため、雇用の状況がわかる書類を整備し、5 年間は保存すること。
- (3) 令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項の規定に基づき、市長が交付金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) 令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項の規定を遵守すること。
- (5) 市長が行う雇用施策等に関する調査等に協力すること。

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）について、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和 7 年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項第 9 条の規定により通知します。

記

理 由

様式第3号（第10条関係）

令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付請求書

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

法人にあっては、所在地、名称並びに

代表者の職及び氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）について、令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項第10条第1項の規定により請求します。

請 求 金 額	円
---------	---

（振込先口座情報）

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義	
口座名義（フリガナ）	

発行責任者：役職

氏名

担 当 者：役職

氏名

電話番号：

様式第4号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

つくば市長

令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）

交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）について、下記のとおり交付決定を取り消すことを決定したので、令和7年度つくば市雇用促進交付金（障害者学生アルバイト型）交付要項第11条の規定により通知します。

記

理由